

汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託

一般競争入札
入札説明書

令和7年9月

福島県小名浜港湾建設事務所

総務課

この入札説明書は、汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県小名浜港湾建設事務所長 森藤 秀寿

2 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託
予定数量 138 トン
- (2) 業務の仕様等
汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）
及び汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所（汚泥積込場所）
小名浜港 4 号埠頭内（福島県いわき市小名浜字高山地内）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格に関する事項は入札公告第 2 項のとおりとする。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、(1) に示す一般競争入札参加資格確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。なお、グループで入札に参加する場合は、その代表者を定めること。

なお、提出期日までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられないので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）
- イ 会社登記簿謄本（コピー可）※ 3 ヶ月以内のものに限る。
- ロ 会社印鑑証明書（コピー可）※ 3 ヶ月以内のものに限る。
- ハ 財務諸表（入札参加資格確認申請日直前 2 年の各営業年度分）

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

(エ) 法人県民税、法人事業税及び自動車税納税証明書(福島県内に営業所等がなく、福島県に納めるべき税金が発生しない場合は不要)

- ・納税証明書は申請日から遡って3ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。
- ・証明事項は、法人県民税、法人事業税及び自動車税とし、入札参加資格確認申請日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとする。

(オ) 消費税及び地方消費税納税証明書

- ・納税証明書は申請日から遡って3ヶ月以内に申請者の主たる営業所所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。
- ・証明事項は、消費税及び地方消費税とし、入札参加資格確認申請日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確定したものとする。
- ・納税証明書の様式は、税額の証明書(その1)又は未納がないことの証明(その3、その3の2、その3の3)とする。

(カ) 会社業務案内書(パンフレット等)

イ グループ委任状(様式2)(グループとして申請する場合)

ウ 汚泥収集運搬・処分業務の受注実績調書(様式3)

エ 処理体制の確認調書(様式4)

オ 使用予定車両一覧表(様式5)

カ 自動車検査証の写し及び車両の写真(上記オに記載した車両全てについて添付すること)

キ 産業廃棄物処分業及び収集運搬業許可証の写し

※分類は汚泥、収集運搬業許可については、排出地(福島県)及び処分場所在地の許可証の写し

ク グループ体制調書(様式6)

ケ グループ協定書の写し(様式7に準ずる)

コ 委任状兼使用印鑑届(様式8)

サ 暴力団排除に関する表明・確約についての同意書(様式9)

(2) 提出期限

令和7年10月6日(月)午後5時まで

(3) 提出場所

郵便番号 971-8101

住所 福島県いわき市小名浜字辰巳町68番地
福島県小名浜港湾建設事務所総務課

電話番号 0246-53-7118

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

上記(2)の提出期限(土曜日及び日曜日を除く。)午前9時から午後5時までに上記(3)の場所に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便により行うものとし、上記(2)の提出期限までに上記(3)の場所に必着させること。

(5) 一般競争入札参加資格審査の結果

一般競争入札参加資格確認通知書(様式11)により、令和7年10月10日(火)以降、入札者に対して通知する。

(6) その他

ア グループで参加する場合は、上記(1)ア(ア)～(カ)、ウ、オ、カ、キ及びサは、構成員全員分を提出すること。

イ 上記(1)イ、ク及びケは、単独企業で参加する場合は不要とする。

ウ 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

エ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。この場合は、令和7年10月17日(金)午後5時までに上記4(3)に掲げる場所に書面を提出しなければならない。

書面が提出されたときは、令和7年10月22日(水)以降、書面により回答するものとする。

6 契約条項等を示す場所等

(1) 入札説明書、産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約書(案)、共通仕様書、特記仕様

書等は、福島県小名浜港湾建設事務所ホームページからダウンロードして入手すること。

(2) 契約条項等の問い合わせ先

上記4(3)に同じ。

7 質問及び回答方法

各書類等に対する質問は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付期間

令和7年9月10日(水)から令和7年9月24日(水)午後5時まで

(2) 質問の回答予定日

令和7年9月29日(月)

(3) 質問は、質問書(様式12)を福島県小名浜港湾建設事務所宛てに郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参にて提出すること。持参以外による場合、送付後に必ず電話で確認をとること。

電話番号 0246-53-7118

ファクシミリ 0246-53-7130

電子メール onahama.kouwan@pref.fukushima.lg.jp

- (4) 質問書の回答は、質問回答書（様式 13）により、福島県小名浜港湾建設事務所のホームページに掲載する。

8 入札及び開札の日時、場所

(1) 日時

令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）午前 1 0 時

(2) 場所

郵便番号 971-8101

住 所 福島県いわき市小名浜字辰巳町 6 8 番地
福島県小名浜港湾建設事務所 3 階大会議室

9 入札書の提出方法

入札に参加する者は、入札公告、入札説明書、産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約書（案）、共通仕様書、特記仕様書及び現場等を熟知した上で、入札書を次の方法により提出すること。

- (1) 入札書（様式 14）は、封筒に入れ、かつ、封かんの上、封筒の外に貼り付け用紙（様式 19）を貼り付け、上記 8 に示す日時及び場所に提出すること。
- (2) 郵送、電報、電送、その他の方法による入札は不可とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
- (5) 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。
- (6) 代理人をもって入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。また、代理人は委任状（様式 15）を持参すること。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人となることが出来ない。
- (8) 一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

10 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、8 (1) に掲げる日時までに入札金額（消費税及び地方消費税を含み、単価契約のため、入札金額に当該入札に係る予定数量（入札公告 1 (1)）を乗じて得た額）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければ

ばならない。

- (2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。この場合において、当該有価証券の担保価額の算定については、同項に規定するところによる。
- (3) 入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を上記 4 (2) の一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限までに、上記 4 (3) に記載する連絡先へ申し出ること。
- (4) 入札者で入札保証金を納付した者は、県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書を 8 に掲げる日時及び場所に持参すること。
- (5) 財務規則第 249 条第 1 項各号（別記 1）のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された者が落札者となった場合において、落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、免除された入札保証金に相当する額を違約金として納付しなければならない。
- (6) 入札保証金の納付の免除を申請する者は、上記 4 の一般競争入札参加資格確認申請書の提出と合わせて、下記に掲げる期日までに、次に示す書類を申請するものとする。

ア 入札保証保険により免除申請しようとする者

8 (1) に掲げる日時までに、4 (3) に掲げる場所まで申請するものとする。

- ・入札保証金納付免除申請書(様式 10)
- ・入札保証保険契約に係る保険証券

イ 過去の実績等により免除申請しようとする者

4 (2) に掲げる期日までに、次に示す書類を 4 (3) に示す場所まで申請するものとする。

なお、免除の対象となる同規則第 249 条第 1 項第 2 号の「過去 2 年間」とは、入札時点（令和 7 年 10 月 28 日）から令和 5 年 10 月 29 日の間を指す。ただし、契約締結日が当該期間内であっても、契約履行中のものは対象とならないので注意すること。

- ・入札保証金納付免除申請書（様式 10）
- ・汚泥収集運搬・処分業務の受注実績調書（様式 3）※上記 4 (1) ウ
- ・業務実績を証明する書類

次のいずれかの書類とする。

- a 福島県が発注した契約の場合、契約書の写し
- b 福島県以外が発注した契約の場合、発注機関の発行する業務実績証明願(様式 20) 又は業務の内容等を証明できる書類（例：発注者から委託料の振り込みが確認できる通帳の入出金明細の写し等）

- (7) 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、

落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することができるものとする。

11 開札の方法

- (1) 開札は、公開とし、入札者又はその代理人及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (2) 開札に立ち会う入札者又はその代理人は、開札に先立ち、次の書類の確認を受けるものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式 11）の原本
（入札参加者が本書を持参する。）
 - イ 委任状（様式 15）（代理人が出席する場合のみ。）
 - ウ 福島県が発行する入札保証金に関する領収書（入札保証金を納付する場合）
- (3) 開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効の入札を行った者があった場合には、当該入札者名及び当該理由を読み上げるものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。なお、再度入札は 2 回に限るものとする。
 - ア 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度の入札については辞退したものとする。
 - イ 初回入札が無効（下記 14(4) から (8) に該当する場合を除く。）となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (5) 開札の結果、その場所において落札者を決定したときは、落札者名及び落札者の入札金額を読み上げるものとする。
- (6) 天災その他やむを得ない理由により、開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札に参加する者の負担とする。

12 入札の心得

- (1) 入札者は、入札公告、入札説明書、産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約書(案)、共通仕様書、特記仕様書及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

14 入札の無効

入札公告第8項のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 郵便による入札
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提出しない者が入札した場合
- (3) 委任状を持参しない代理人が入札した場合
- (4) 入札書が鉛筆書きによる場合
- (5) 入札書に金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない場合
- (6) 開札日以外の日付が記入された入札書の場合
- (7) 入札書に日付、あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない場合。（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む。）
- (8) 入札書に件名、履行場所のいずれかが記載されていない場合
- (9) 入札書の件名、履行場所のいずれかが入札公告と一致しない場合（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (11) 同一入札者が入札書を2通以上提出した場合
- (12) 入札に際し、談合の事実が確認された場合、または、談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合
- (13) その他、入札公告、入札説明書等において示した条項に違反して入札した場合

15 入札方法

入札方法は、入札公告第9項のとおりとする。

16 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者

とする。

- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじ（別記2）により落札者を決定する。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 落札者への通知
落札者決定通知書（様式16）を落札者へ郵送する。
- (5) 入札結果の公表
入札結果書（様式17）等を福島県小名浜港湾建設事務所ホームページに掲載する。

17 契約保証金

- (1) 落札者は、契約の締結と同時に、契約金額（以下「委託単価」という。）に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納め、又はその納付に代えて財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券又はこの契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確実と認める金融機関の保証（当該保証を証する書面）を担保として提出しなければならない。なお、有価証券を担保として提供する場合において、当該有価証券の担保価額の算定については、財務規則第169条第1項各号に規定するところによる。
- (2) 財務規則第229条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。ただし、財務規則第229条第1項第2号に該当し契約保証金の納付を免除する場合には、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
なお、免除の対象となる同規則第229条第1項第4号の「過去2年間」とは、契約締結日から遡った2年間を指す。ただし、契約締結日が当該期間内であっても、契約履行中のものは対象とならないので注意すること。
- (3) 委託単価の変更があつた場合には、保証の額（上記(1)及び(2)に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額）が変更前の委託単価に処理済業務数量を乗じて得た額と変更後の委託単価に予定数量から処理済業務数量を除いた数量を乗じて得た額の合計額の100分の5に達するまで、県は、保証の額の増額を請求することができ、落札者は、保証の額の減額を請求することができる。
- (4) 契約保証金から生じた利子は、県に帰属するものとする。

18 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内に契約書の取り交わしを行うこと。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定

により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

- (3) 落札者が、上記(1)に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

19 契約条項

産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約書（案）及び財務規則による。

20 グループでの契約

- (1) グループにより入札に参加した者が落札した場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項の規定により、収集運搬及び処分業務を分担する各構成員と個別に契約する。
- (2) 業務途中において、グループの代表者変更は、これを認めない。
- (3) 代表者を除く構成員のうちいずれかが業務途中において、履行不能となった場合には、福島県小名浜港湾建設事務所長の承認を得て、当該グループの他の構成員（以下「残存構成員」という。）が当該履行不能となった構成員の業務を履行しなければならない。
- (4) 上記(3)の場合において、残存構成員のみでは適正な業務の履行確保が困難な場合は、代表者は、残存構成員全員及び福島県小名浜港湾建設事務所長の承諾を得て、新たな構成員をグループに加入させることができるものとする。
- (5) 代表者が、業務途中において履行不能となった場合には、福島県小名浜港湾建設事務所長は契約を解除することができる。

21 その他

- (1) 提出書類の取扱い
- ア 入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属する。
- イ 入札者が本件調達に関する費用については、すべて入札者が負担するものとする。
- ウ 入札に際して提出された書類は、返却しない。
- (2) 本件に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
上記 4 (3)に同じ。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (4) 入札から落札者の決定までに入札者が 3 に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (5) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
- ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
- イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
- ウ 第三者への本説明書複写物の配布
- (6) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等）

第 169 条 保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 福島県債証券 | 額面全額 |
| (2) 国債証券額面 | 全額の 10 分の 8 |
| (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） | 額面全額の 10 分の 8 |
| (4) 特別の法律により法人の発行する債券 | 時価の 10 分の 8 |
| (5) 知事が確実であると認める社債券 | 時価の 10 分の 8 |

2～3（略）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあっては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に

係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しを拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(入札保証金の減免)

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 (略)

別記2（第16項関係）

入札におけるくじ

開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あり、順位の設定ができない場合は、「くじ」により落札者を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合は、法人代表電話番号下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 法人代表電話番号のそれぞれの数字を合計し、小さい順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

- (1) 法人代表電話番号の小さい順にくじ番号を付与する。

A社（電話番号024-123-4567）……数字合計34 くじ番号 1

B社（電話番号098-765-4321）……数字合計45 くじ番号 2

C社（電話番号03-1111-2222）……数字合計15 くじ番号 0

- (2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社（くじの数 123） 合計（123+072+452=647）

B社（くじの数 072）

C社（くじの数 452） 余り（647÷3=215…余り2）

- (3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。